

県立熊谷高等学校（定時制の課程） 部活動に係る活動方針

◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実現を図る。
- 計画的かつ効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間・月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 顧問を適切に配置し、生徒が安全に活動できる体制を整える。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 顧問及び管理職は以下の点に留意しつつ活動を進める。
 - ・施設設備の定期安全点検
 - ・顧問、担任、養護教諭間の連携
 - ・体罰やハラスメントの防止、いじめやトラブルの防止
 - ・安全確保のための研修会（心肺蘇生法、AED使用）
 - ・県費外諸費の適正処理
- 生徒の自主的自発的活動も考慮したり、校内外の研修会に参加したりする。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 定期考査 1 週間前及びその期間中は原則活動禁止とする。また、長期休業中の活動は、顧問と生徒が協議のうえ、特に就業している生徒に対しては計画的に休養日を設定する。
- 1日の活動時間については、帰宅時間や生徒の体力・集中力を考慮し、練習メニュー等を工夫し効率的に行い、放課後1時間程度を目安とする。また、長期休業中の活動時間も同程度を目安とする。
- 参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。